

6. 対策推進の施策立案、推進体制

第6章では、地域推進計画策定後の体制整備やフォローアップ体制のあり方等について示す。

地球温暖化対策の推進においては、地域の多様な主体が連携することが不可欠なことから、地方公共団体、都道府県センター、事業者、住民等が連携し、適正な役割分担の下で推進していくことが重要である。このための推進体制として、関連主体により、「地球温暖化対策地域協議会」を組織し、運営することも考えられる。

また、自治体における地球温暖化施策が有効に機能するためには、PDCA サイクルの形成、運用が不可欠である。つまり、当年度の温暖化対策事業、施策の評価を通じ、これを次年度の施策立案、予算策定に反映する“短期のフィードバック”を形成させる。また、数年単位の温室効果排出量、変化要因分析の結果を蓄積し、現行計画の進捗をレビューし、必要な部分を見直す“長期のフィードバック”を形成させる。

6.1 庁内推進体制、地域内推進体制

地球温暖化対策を具現化するためには、本ガイドラインに則り策定した地域推進計画で掲げる施策を着実に遂行することが求められる。このため、庁内、地域内において関係主体が連携した体制を整備することが必須である。都道府県の枠を超えた広域連携を充実させるため、「地域エネルギー・温暖化対策推進会議」を活用していくことも今後の取組み課題である。

地域における地球温暖化対策を推進する組織として『地球温暖化対策地域協議会』がある。『地球温暖化対策地域協議会』は都道府県、市区町村、都道府県センター、事業者、住民等により組織され、各地域の事情に応じた効果的な取組みや参加メンバーの役割等について協議し、地域密着型の対策を講ずることにより、日常生活における温室効果ガスの削減を図ることを目的としている。地域の関連主体が積極的に取組むための体制として、こうした協議会の設立、運営も効果的と考えられる。

また、市区町村における施策展開においては、都道府県や近隣市町村との連携による広域的な視野での施策展開や都道府県センター、地元在住の推進員との連携を図ることで住民と密着した施策展開が可能になる。特に、地域推進計画策定段階から、都道府県や近隣市区町村が既に定めた地域推進計画や関連施策との連携を意識し、検討を進めることが重要である。

図 6.1-1 は『地球温暖化対策地域協議会』をコアとした地域における関係主体が連携した

取組みスキームを示したものである。

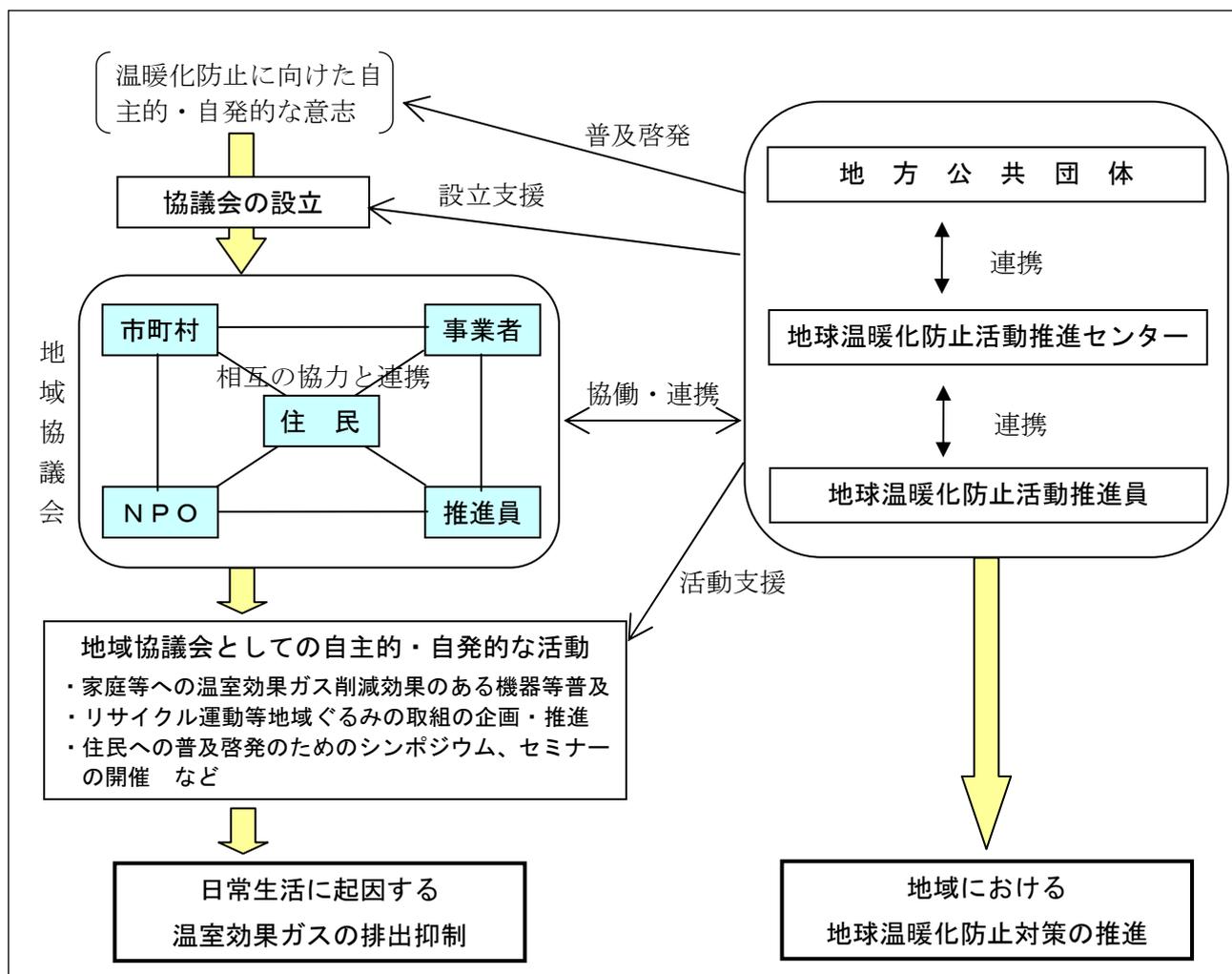


図 6.1-1 『地球温暖化対策地域協議会』の運営例

出典)「地球温暖化対策地域・協議会設立、運営マニュアル」(北海道)を一部改変。

このような『地球温暖化対策地域協議会』の取組事例を次表に示す。

表 6.1-1 『地球温暖化対策地域協議会』の取組事例 (1/2)

1	地域協議会名称	大阪市西淀川区なにわエコライフ協議会
	事業名	脱温暖化ライフ推進支援モデル事業
	事業概要	大阪市西淀川区において「なにわエコライフ」事業（環境家計簿）を実践中の世帯を中心に 50 世帯を募集し、省エネナビの設置とエコワット等の配布、家庭でのエコライフに関する講習会を実施することにより、各世帯における削減行動の実践を促して電力消費量の削減を図る。
	構成員	大阪市、大阪市西淀川区野里女性会、大阪府地球温暖化防止活動推進員、NPO 法人大阪環境カウンセラー協会等
2	地域協議会名称	宇部市地球温暖化対策ネットワーク
	事業名	宇部市地球温暖化対策ネットワーク・省エネモニター事業
	事業概要	山口県宇部市において一般家庭100世帯と30事業所のモニターを募集し、省エネナビの設置と省エネ家計簿を配布することにより、各世帯等における削減行動の実践を促して電力消費量の削減を図る。併せて、自動車保有のモニター20人を募集し、燃料消費量をカーナビゲーションのモニター等に表示する装置を設置し燃料消費量の削減を図る。 また、市内一斉ノーマイカーデーを実施し、自動車利用の削減を図る。
	構成員	宇部市、学術研究機関、環境活動団体、山口県、山口県地球温暖化防止活動推進センター等
3	地域協議会名称	府中町脱温暖化市民協議会
	事業名	安芸府中・ECOMMUNITY (エココミュニティ)実験事業
	事業概要	広島県安芸郡府中町において 500 世帯を募集し、ガス、電気等の削減量に応じてエコグッズ等と交換できるエコマネーを発行することにより各世帯における削減行動の実践を促す。また、町民祭りにおいてごみの削減や分別の協力者に対してエコマネーを発行し、リサイクルの推進を図る。発行したエコマネーは、ヒマラヤザクラの苗木のオーナー権などと交換することにより回収する。
	構成員	府中町、府中町公衆衛生推進協議会、町内会連合会、生活設計研究会、エコタウン研究会、広島県地球温暖化防止活動推進センター等
4	地域協議会名称	地球温暖化対策自由ヶ丘地域協議会
	事業名	廃食用油のリサイクル事業
	事業概要	宗像市自由ヶ丘コミュニティ（5,200 世帯）において、廃食用油の回収ステーションを設け、専用車による定期的な回収を行うことにより、各世帯における分別の実践を促して分別されずに可燃ごみとして廃棄している廃食用油の分別回収する。回収した廃食用油は、軽油代替燃料として再製後、宗像市のふれあいバス、ごみ回収車等の燃料として利用し、化石燃料の使用量削減を図る。
	構成員	エフコープ生活協同組合、自由ヶ丘地区コミュニティー運営協議会、宗像市自由ヶ丘第一区会、NPO 法人あすか、ゆずりは宗像、リサイクルママの会、宗像市、九州・山口油脂事業協同組合等

表 6.1-1 『地球温暖化対策地域協議会』の取組事例 (2/2)

5	地域協議会名称	京のアジェンダ ² 1フォーラム
	事業名	「歩くまち・京都」エコ交通プロモーション事業
	事業概要	京都市都心の商店街で働く就業者等のうち通勤等に自動車を利用している300人程度を募集し、主要な駅9カ所に設けたレンタサイクル拠点で自転車を貸し出すことにより、通勤等における自転車、公共交通機関の利用を促して自動車利用の削減を図る。
	構成員	個人261、団体185
6	地域協議会名称	豊中アジェンダ2 1 推進会・交通部会
	事業名	モノレール駅でのレンタサイクルシステム導入事業
	事業概要	豊中市の大阪モノレール千里中央駅に既存駐輪場を活用したレンタサイクル拠点を設け、一般利用者に対してリサイクル自転車を貸し出すことにより、目的地までの移動手段として自転車、公共交通機関の利用を促して自動車の利用削減を図る。
	構成員	豊中市、市民、事業者、NGO等
7	地域協議会名称	横浜市地球温暖化対策地域協議会
	事業名	温暖化防止アクションプラン推進事業
	事業概要	「横浜市地球温暖化対策地域推進計画」に掲げた横浜市の温室効果ガス削減目標の達成に向け、市民や事業者の具体的な取組みを促す効果的な対策の実施について温暖化防止アクションプランを策定・公表し、全市的取組みをアピールしていく。
	構成員	横浜市、地球温暖化防止活動推進員、市民活動団体、市民（公募）、町内会連合会、事業者、報道関係、学識経験者

出典) 環境省ホームページより

表 6.1-2 地域レベルにて連携した取組事例 (1/2)

取組事例	取組主体	取組内容
<p>ウッドマイレージ CO₂ を組み込んだ京都産木材認証制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府地球温暖化防止活動推進センター ・京都府 ・木材取扱事業者 (素材生産、加工、流通) ・緑の工務店、設計事務所 	<p>地域の木を使うことは、輸送における CO₂ の排出削減に寄与する。地域の木材として認証し(認証材)、この CO₂ 排出量(及び、平均値と比較した場合の削減量)を「ウッドマイレージ CO₂」という環境指標を用いて、削減量を識別することが可能となる。このための認証制度を立ち上げ、証明書発行等を行っている。</p>
<p>出典) http://www.kcfa.or.jp/wood/index.html</p>		
<p>アースキッズ事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県地球温暖化防止活動推進センター ・静岡県 (地球環境室) ・県内市役所・町役場 ・県内小学校 	<p>子どもたちがリーダーとなって、家庭で地球温暖化防止に取り組むプログラムである。小学校高学年が対象で、総合的な学習の時間などの授業内容との連携をはかりながら、各小学校の教師と静岡県地球温暖化防止活動推進センター、静岡県、各市町が連携・協力して実施する。子どもたちには、センターが作成したチャレンジブックを活用しながら、2週間、温暖化防止に家庭で取り組む。取組みをはじめる前には「キックオフイベント」、後には「セレモニー」を開催する。</p>
<p>出典) http://sccca.net/kids-02.html</p>		
<p>アースファミリー事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県地球温暖化防止活動推進センター ・静岡県 (地球環境室) ・県下 13 市町、2 団体 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 5px;"> 沼津市、富士市、掛川市、湖西市、焼津市、磐田市、熱海市、大井川町、牧之原市、島田市、袋井市、富士川町、長泉町 コープしずおか NPO 法人エコハウス御殿場 </div> 	<p>日常生活の中で少しずつ地球温暖化防止の取組みを始めようとする世帯をサポートするプログラム。具体的にはセンターが作成したチャレンジブックを利用し、世帯にて取組みを実践、その後、実施団体が取組みを評価し、エコライフ認証を行う。具体的な役割分担は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 静岡県 (環境森林部地球環境室) <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施枠組みの決定および事業実施者のオーガナイズ 事業説明会・事業推進会議の開催、他の事業実施者との連絡・調整など ・事業全体にかかわる調査・分析費の負担 (センターに委託) ■ 各市町・団体 <ul style="list-style-type: none"> ・直接的に参加家庭にかかわる事業・業務の実施 参加家庭の募集、説明会および認証式・交流会の開催、各種配布資料の印刷・送付、データ入力など ・負担金および直接的に参加家庭にかかわる事務経費の負担

表 6.1-2 地域レベルにて連携した取組事例 (2/2)

取組事例	取組主体	取組内容
		<ul style="list-style-type: none"> ■ 地球温暖化防止活動推進センター ・ 事業全体の企画および進行管理 企画書の作成、事業説明会・事業推進会議資料の作成、各種配布資料の原版の作成、各種データの整理・分析、メールニュースの編集・発行、事業実施者間の連絡・調整など ・ 事業全体にかかわる企画・進行管理費の負担
	出典) http://sccca.net/family.html	
ネットワーク化による地域の活動の促進 (TEAM)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広島市地球温暖化対策地域協議会 ・ くれ環境市民の会 ・ 地球温暖化対策はつかいちさくら協議会 ・ 脱温暖化ネットおんどなど県内 10 団体 	<p>広島県内の脱温暖化のまちづくりの主体間連携組織である地球温暖化対策地域協議会の交流・協議の場として、通称「TEAM MATE ひろしま」を 2005 年 8 月 30 日に設立した。</p> <p>地球温暖化対策に寄与するとともに、広島県内の地域環境力の向上を図ることを目的に、定期交流会 の開催のほか、脱温暖化の普及啓発事業の共同実施、組織経営の研究などを行う。</p>
	出典) http://www.kanhokyo.or.jp/ondan/05chiiki/0501team.html	

コラム ～ 千葉県、地球温暖化防止計画(ちば^{こつこつ}CO2CO2ダイエット計画) ～

千葉県では目標達成に向けた 10 の重点プロジェクトを掲げ、各々について県民、NPO、事業者、県、市町村、国といったすべての主体の役割を明確化しています。また、県が今後、地球温暖化防止施策を推進するための体制として、こうした関連主体との連携、協働や八都県市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市)との連携、地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員との連携などを掲げています。

6.2 施策進捗状況把握、評価方法（PDCA サイクルの考え方）

温室効果ガス排出削減に向けた目標を設定し、地域（都道府県、市区町村）として実施すべき地球温暖化対策、施策を立案すること（**Plan**）にはじまり、その計画に則り適切な政策措置を講ずることで施策を実行すること（**Do**）に続き、その実施状況や得られる事業量、削減効果等を定期的に把握すること（**Check**）を行い、さらにその結果を考慮し、行動に対しフィードバックを行うこと（**Action**）を一連のサイクルとして実施することが望まれる。

下表は地方公共団体における地球温暖化関連施策の展開における PDCA 実施イメージを整理したものである（表においては平成 19 年度中（2007 年度中）に地域推進計画を策定し、その後、目標年次（2010 年度）までのサイクルを一例として提示している）。

都道府県における PDCA

表 6.2-1(a)には都道府県における地球温暖化防止施策の展開において、実施すべき PDCA サイクルの具体項目を例示した。

[Plan]

計画策定においては、有識者や地域の関連主体（産業界、地球温暖化対策推進センター、消費者団体、NPO 等）から構成される検討会を設置、運営し、審議を行うことが望ましい。また、庁内の関係各課との調整を図る場として庁内連絡会を開催する場合も多い。さらに、素案として作成した地域推進計画に対し住民等からの意見を聴取するため、パブリックコメント募集を行うことが望ましい。具体的には、地方公共団体の管理するホームページや広報誌に概要、骨子等を掲載し、電子メールや FAX 等で意見を募集する形式が採用されている。

[Do]

策定した計画を具体的な行動に移すため、必要な施策を講じる。特に、施策展開において予算措置が必要なものについては、前年度の予算策定期間から検討を開始する必要がある。

[Check]

基本的には当年度に実施した施策効果を計測するため、当年度末に施策による事業量の見積もりやこれによる温室効果ガス排出抑制効果を評価することになる。ただし、“Do”の項目に記した通り、当年度の成果を踏まえ次年度の施策展開を検討するためには、次年度予算の策定時（つまり当年度中盤）には当年度の成果を概略把握しておく必要がある。このため、当年度初頭に事業実施見込み量と期待される効果について予め把握しておく必要がある。

また、評価については、原則、自己評価でよいが、対外的に公表する場合の透明性確保のため、第三者評価を行うことも有効である。

[Action]

前述の通り、当年度の施策レビューを踏まえ、次年度への展開を図る“短期のフィードバック”を行うことが重要である。併せて、2ヶ年程度の遅れにて把握できる温室効果ガス排出量の推計結果を踏まえ、さらにその増減要因を考慮し、地域推進計画自体の見直しを図る“長期のフィードバック”を行う。

表 6.2-1 (a) 地方公共団体の地球温暖化防止施策展開における PDCA の実施イメージ (都道府県編)

	0年目 (計画策定年)	1年目	2年目	3年目	...
例)	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	...
Plan 計画策定	●————● (検討会、庁内会議等を経た審議、パブリックコメント募集など)			●————● 見直し	●————●
Do 予算措置	●————●	●————●	●————●	●————●	
施策展開		●————●	●————●	●————●	
Check 事業量評価		●————●	●————●		
対策効果把握 (対策原単位から推計)			●————●		
排出量モニタリング			●————● 2007年度実績	●————● 2008年度実績	
自己評価 (必須) 第三者評価 (任意)			△	△	△
Action 次年度施策への反映		●————●			
予算措置への反映 (短期的フィードバック)		●————●			
計画見直し (長期的フィードバック)					

※) 温室効果ガス排出量の現況把握や施策・対策効果の定量評価を行う市区町村を含む。

市区町村におけるPDCA

表 6.2-1(b)には市区町村における地球温暖化防止施策の展開において、実施すべきPDCAサイクルの具体項目を例示した。

[Plan]

計画策定においては、有識者や地域の関連主体（都道府県、産業界、地球温暖化対策推進センター、推進員等）から構成される検討会を設置、運営し、審議を行うことが望ましい。また、庁内の関係各課との調整を図る場として庁内連絡会を開催する場合も多い。

さらに、素案として作成した地域推進計画に対し住民等からの意見を聴取するため、パブリックコメント募集を行うことが望ましい。具体的には、地方公共団体の管理するホームページや広報誌に概要、骨子等を掲載し、電子メールやFAX等で意見を募集する形式が採用されている。

[Do]

策定した計画を具体的な行動に移すため、必要な施策を講じる。特に、施策展開において予算措置が必要なものについては、前年度の予算策定期間から検討を開始する必要がある。

[Check]

基本的には当年度に実施した施策効果を計測するため、当年度末に施策による事業量の見積もりやこれによる温室効果ガス排出抑制効果を評価することになる（目標として掲げた事業量との比較分析でもよい）。ただし、“Do”の項目に記した通り、当年度の成果を踏まえ次年度の施策展開を検討するためには、次年度予算の策定時（つまり当年度中盤）には当年度の成果を概略把握しておく必要がある。このため、当年度初頭に事業実施見込み量と期待される効果について予め把握しておく必要がある。

また、評価については、原則、自己評価でよい。

[Action]

前述の通り、当年度の施策レビューを踏まえ、次年度への展開を図る“短期のフィードバック”を行うことが重要である。併せて、数年間の施策実施状況を評価し目標達成状況をレビューすることで、地域推進計画自体の見直しを図る“長期のフィードバック”を行う。

表 6.2-1(b) 地方公共団体の地球温暖化防止施策展開における PDCA の実施イメージ
(市区町村編)

	0年目 (計画策定年)	1年目	2年目	3年目	...
例)	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	...
Plan 計画策定	●————● (検討会、庁内会議等を経た審議、パブリックコメント募集など)			●————● 見直し	
Do 予算措置	●————●	●————●	●————●	●————●	
施策展開		●————●	●————●	●————●	
Check 事業量評価		●————●	●————●		
対策効果把握 (対策原単位から推計)			●————●		
自己評価 (必須)			△	△	△
Action 次年度施策への反映		●————●			
予算措置への反映 (短期的フィードバック)		●————●			
計画見直し (長期的フィードバック)					

※) 温室効果ガス排出量の現況把握や施策・対策効果の定量評価を行う市区町村を含む。

○ **Check** 項目の例

「事業量の把握・評価」： 地方公共団体による施策の実施量（予算規模など）を経年比較。さらに他の要因（民間自主努力含む。）により導入された対策導入量を把握し、目標達成に向けた進捗状況を分析する。
このとき、直接的に温室効果ガス排出削減量との関連づけ（定量評価）ができない指標についても、それが対策進捗のバロメータになる場合は定期的な把握を行い、評価指標として採用することも有効である。例えば、運輸交通部門における、自動車交通量・平均車速（主要交差点、主要道路）、公共交通機関利用人員、自転車利用台数（駐輪場利用台数等）等が挙げられる。

「対策効果把握・評価」： 導入された対策による削減効果を定量評価し、目標達成に向けた進捗状況を分析する。

[関連ホームページの紹介]

制度・機関名	URL	掲載内容
京都議定書目標達成計画	http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=6699&hou_id=5937	京都議定書目標達成計画の概要が紹介される。国、地方公共団体などの主体間の役割、具体的な対策・施策メニューの整理、効果把握の方法などが入手可能。
『京都議定書目標達成計画』の進捗状況	http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=8254&hou_id=7303	京都議定書目標達成計画で掲げられた対策、施策ごとに進捗状況をレビューした資料であり、地方公共団体における対策・施策レビューの方法として参考にできる。
温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度	http://www.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/	平成18年度から施行された改正地球温暖化対策推進法に基づく制度の紹介等。排出量の公表や開示請求に関する情報も公開予定。
温室効果ガス排出量算定に関する検討結果	http://www.env.go.jp/earth/ondanka/santeiho/kento/h1808/index.html	温室効果ガス排出量算定方法検討会の検討結果をとりまとめた資料が公表されている。
温室効果ガスインベントリオフィス	http://www.gio.nies.go.jp/index-j.html	我が国の温室効果ガスインベントリ報告書や排出量データが公表されている。
全国地球温暖化防止活動推進センター	http://www.jccca.org/	全国の推進センターの活動紹介やリンク集が充実している。
全国自治会 先進政策バンク	http://www.seisaku.nga.gr.jp/index.php	全国都道府県の先進施策が分野別に紹介される。施策概要等の情報が入手できる。
資源エネルギー庁統計情報	http://www.enecho.meti.go.jp/info/statistics/index.htm	需給関連、石油・LPガス関連、ガス関連、石炭・鉱物資源関連、電力調査統計、エネルギー消費統計が公表されている。
(財)省エネルギーセンターホームページ	http://www.eccj.or.jp/index.html	省エネルギー政策や関連データが整備されている。
(独)経済産業研究所 戒能一成研究員	http://www.rieti.go.jp/users/kainou-kazunari/index.html	エネルギー・環境に関する施策評価・政策評価に関する研究事例等が紹介されている。
環境自治体会議	http://www.colgei.org/	環境自治体会議は環境政策に熱心に取り組む自治体のネットワーク。市町村別温室効果ガス排出量推計データが公表されている。